

# 青森県報

第二千九百十二号

平成二十年  
三月二十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる  
図書類の指定……………(青少年・男女共同・参画課)……………一

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課)……………一

漁船保険付保義務の発生……………(同)……………二

基本測量の実施……………(監理課)……………二

漁船保険付保義務の発生……………(西北地域局)……………二

公 告……………(同)……………二

肥料登録の失効……………(食の安全・安心推進課)……………二

建設業者の許可の取消し……………(西北地域局)……………三

公安委員会……………(同)……………三

通信指令システム整備に伴う機器等購入に係る一般競争入札……………(会計課)……………三

収用委員会……………(同)……………三

公示送達……………(監理課)……………五

右 同……………(同)……………五

右 同……………(同)……………六

## 告 示

青森県告示第二百三十二号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条  
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種 別	名 称	発 行 者 (製作者)名	該 当 条 項
二九六	書籍	スコラ 三・四合併号	スコラマガジ ン	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二九七		レディースコミック「微熱」 四月号	セブン新社	
二九八		無敵恋愛S*girl 四月号	ぶんか社	
二九九		月刊裏モノJAPAN 四月号	鉄人社	

青森県告示第二百三十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称) 東津軽郡今別町大字大泊字大村元六四 木村 秀 樹 東津軽郡今別町大字大泊字大村元六三 本田 鶴 夫	区 竜飛今別第三 区域	区 分 総トン数十ト ン未満の漁船 により行う漁 業
--	-------------------	---

青森県告示第百三十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名 東津軽郡外ヶ浜町字三厩鳴神九四番地 伊藤 逸 雄 東津軽郡今別町大字奥平部字奥村元一八番地一 田 中 勝 英 東津軽郡今別町大字今別字宮本一〇番地四 小 鹿 秋 男	加入区の名称 竜飛今別
---	----------------

青森県告示第百三十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類  
基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間  
平成二十年四月十六日から平成二十一年二月二十八日まで  
三 作業地域  
上北郡横浜町

青森県告示第百三十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三三番地三八 山下 幸 彦 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六番地六 伊藤 鉄 雄 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六番地三 小 野 修 一	加入区の名称 新深浦町
--	----------------

公 告

肥料登録の失効

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三四四号	肥料の種類 蒸製毛粉	肥料の名称 フェザーミ ール	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 二二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 第一プロイラ 株式会社 八戸市卸セン ター一丁目一 の八
----------------------	---------------	----------------------	----------------------------------	----------------------------	---

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 共和管工
- 二 氏名 笹森 幸一
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二〇九の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第七三四五号
- 五 取消年月日 平成二十年三月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年十二月四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。  
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

通信指令システム整備に伴う機器等購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品の性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

入札説明書による。

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の製造の請負及び買入れに係る契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 都道府県警察において、通信指令システムを過去五年以内に納入した実績があること。

5 入札説明書により提出を義務付ける調書を青森県警察本部に提出し、その調書の内容が適正なもの。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二二一

2 入札書の提出期限

平成二十年五月七日 午前十一時

## 3 開札の場所及び日時

## (一) 場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部庁舎 一階会議室

## (二) 日時

平成二十年五月七日 午後三時

## 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定によるものとする。

## 七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内に仮契約を取り交わすものとする。また、六月議会の同意を得たときは、契約の相手方に対し本契約を成立する旨の意思表示をし、その意思表示により本契約は締結されたものとする。

## 八 落札者の決定方法

九の2の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## 2 落札対象

入札参加資格を満たす者が入札した入札書のみを落札対象とする。

## 3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 4 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 5 入札手続の停止等

平成二十年青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続については停止等の措置を行うことがある。

## SUMMARY

1 Nature and quantity of the products  
to be purchased:

Communication and command System 1set

2 Time limit for tender:

11:00 a.m May 7, 2008

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shimnachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-723-4211

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年三月二十六日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称  
平成二十年三月十三日付け裁決書
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の裁決書は、平成二十年四月十五日をもって送達があったものとみなされず。

別表

氏 名	住 所	備 考
西館 一夫	住所不明 ただし、住民票の住所 青森市長島2丁目12番9号 山二フエニツ クヌ404号	
伊沢 和行	住所不明 ただし、住民票除票の住所（昭和59年6月 14日職権消除） 青森県十和田市大字八斗沢字伊谷沢6番地 3	

大下内 清見	住所不明 ただし、住民票の住所 神奈川県横浜市旭区上川井町178番地 ハイックヌモス202号	
大久保 定男	住所不明 ただし、住民票除票の住所（平成17年12月 28日職権消除） 埼玉県西川市大字土場418番地3	

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年三月二十六日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称  
平成二十年三月十三日付け裁決書
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の裁決書は、平成二十年四月十五日をもって送達があったものとみなされず。

別表

氏 名	住 所	備 考
館 祐子	住所不明 ただし、住民票の住所 東京都江東区大島4丁目1番6-1128号	

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年三月二十六日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称  
平成二十年三月十三日付け裁決書
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているもので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の裁決書は、平成二十年四月十五日をもちいて送達があつたものとみなされます。

別表

氏 名	住 所	備 考
和田 勝春	住所不明 ただし、住民票除票の住所（平成15年2月28日職権消除） 新潟県西蒲原郡巻町大字巻甲1515番地6 佐藤真由美方	2件
ニッ森 信雄 ただし、登記簿上の氏名 ニッ森 信夫	住所不明 ただし、戸籍附票の住所（昭和44年9月1日職権消除） 青森県上北郡天間林村大字ニッ森字家ノ表125番地 ただし、登記簿上の住所	2件

青森県上北郡天間林村大字天間館字作田道  
149番地

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭